

④天満社会保険事務所【(1) ①; 事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年2月下旬、所内事務打ち合わせ会議において、3月末の目標納付率の達成のためとして、所長が担当課長に実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年3月に、所得情報に基づき免除が見込まれる者について、申請書を作成し、計1,241件の免除処理を行い、その後、免除手続を開始すること及び希望しない場合は取消処理を行う旨の意思確認文書を送付した。なお、取消分を除き承認通知書は送付している。

⑤淀川社会保険事務所【(1) ①; 事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年2月上旬、所内対策本部会議において、年金受給権の確保と平成17年度目標納付率の達成のためとして、所長が提案し、その場で決定。なお、実施に当たり、免除勧奨と意向確認に関する送付文書の文言について事務局担当官に照会し、文言修正等の助言を得ている。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、免除勧奨実施後も申請が確認できない者について、意向確認文書を送付し、期限までに希望しないとの回答があった者を除き、申請希望ありとみなして申請書を作成し、計7,320件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

⑥今里社会保険事務所【(1) ①; 事前確認文書型、(1) ②; ①の未送付分】

〔経緯〕

平成17年11月中旬、所長が、事務局担当官が検討していた文書により意思確認を行う免除申請手続き方式の雛形を入手し、独自の文書を考案し、11月下旬、所内国民年金保険料収納対策会議において、収納率の改善目標の達成と年金受給権の確保のためとして、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年4月にかけて、未納期間19月以上で20歳代の被保険者に納付猶予の手続案内を投函又は郵送し、納付猶予の申請意思なしとの連絡がない者について、申請書を作成し、計2,157件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付しているが、不適正な処理であることが明らかになったため、4月27日入力の205件については送付を見合わせた。

⑦福島社会保険事務所【(1) ②; 事前確認文書型 (承認通知なし)】

〔経緯〕

平成18年2月16日の西ブロック対策本部において、市岡事務所長から情報を得て、同年3月15日の所内対策会議において、未納者の年金受給権の確保の観点から、所長が指示。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、所得情報に基づき、納付猶予が見込まれる者について、勧奨文書を送付の上、未回答者は本人の意思が確認できたものとして、計649件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付する予定であったが、不適正な処理であることが明らかになったため、送付していない。

⑧城東社会保険事務所【(1) ①; ②の送付分、(1) ②; 事前確認文書型 (承認通知なし)】

〔経緯〕

- 平成17年12月上旬、局への予算要求時に事務局担当者から天王寺事務所の方式について提案を受け、また、同月の東ブロック対策本部会議後に、今里事務所長からも情報提供を受けた。その後、担当課長同士で連絡を取り合った。

- 平成17年12月下旬に所長が担当課長に指示し、一部先行実施した後、平成18年1月19日の所内対策本部会議において、年金受給権の確保と目標納付率の達成のためとして、実施を決定し、所長が指示。
- 京都の免除手続が新聞で報道された際に、事務局にこの事務処理を進めてよいか問い合わせたところ、京都と異なり本人の申請意思の確認をしているので、「問題なし」との回答を得ている。

〔実施内容〕

平成18年2月から3月にかけて、30歳未満の本人所得が57万円以下の未納者に対して、納付猶予の勸奨状を送付し、電話勸奨等をして申請のない者について意思確認をしないまま、事務所において申請書を作成し、計2,350件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付する予定だったが、不適正な処理であることが明らかになったため、一部を除き送付していない。

⑨天王寺社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、事後案内文書型】

〔経緯〕

- 大阪市以外の市町村対策として、平成17年11月7日の所内収納対策会議において、所得情報を基に文書勸奨後、未申請者に対し「猶予を希望しない場合は、連絡ください。」という内容の独自の猶予承認通知を送付し、本人の意思確認をしないで、納付猶予の入力処理を行うことについて、事務局年金部の了承を得られれば実施する旨を決定し、所長が事務局年金部に報告し、了承を得た上で、担当課長に実施を指示。
- また、大阪市対策として、平成18年1月下旬、事務局担当官から今里事務所における手法の情報を得た担当課長が、それを参考に、意思確認文書を送付することにより、連絡がない者について、意思確認をしたとして、申請書を作成し、納付猶予の入力処理を行うことを提案し、所長が承認し、実施を指示。

〔実施内容〕

これらの方式により、平成17年11月中旬から平成18年3月にかけて、計9,114件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

⑩八尾社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、(1)②; 先行入力型】

〔経緯〕

- 平成17年12月5日、目標納付率の達成のためとして、所長が、次長、担当課長に説明し、実施を決定。
- また、所長は、平成18年1月頃、府内の他の事務所からお知らせ文書による勸奨について情報を得たことから、事前にお知らせ文書を送付することを担当課長に指示。

〔実施内容〕

平成17年12月及び平成18年4月に、所得情報に基づき、免除・猶予該当者を抽出し、本人の意思確認を行わず、計4,167件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は、事後に戸別訪問等で申請書を受理した取消分を除き送付している。

⑪平野社会保険事務所【(1)①; 事後案内文書型】

〔経緯〕

平成17年12月26日、次長が、12月の改善目標の達成、年金受給権の確保等のためとして、実施を提案し、所長が了承し、実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年12月に、平成16年度全額免除者に対し、戸別訪問・電話勸奨・文書勸奨の結果、本人と連絡が取れない者について、本人の承諾なしに免除申請書を作成し、計203件の免除処理を行い、所得確認の上、免除を希望しない場合は取消を行う旨を付記した免除承認通知書を送付した。

⑫貝塚社会保険事務所【(1) ①；事後案内文書型】

〔経緯〕

平成17年11月22日の南ブロック対策本部会議において、天王寺事務所長から効果的であると聞き、同月の所内収納対策本部会議において、年金受給権の確保等のためとして、所長が実施を指示。なお、同月に事務局担当者に相談している。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年2月にかけて、所得情報に基づき、納付猶予が見込まれる者について、本人の意思確認を行わず、職権で計1,263件の猶予処理を行い、その後、免除を希望しない場合は取消を行う旨を付記した承認通知書を送付した。

⑬堺東社会保険事務所【(1) ①；事後案内文書型】

〔経緯〕

平成17年11月中旬、所内国民年金収納対策本部において、次年度以降の経費・労力の削減及び年金受給権確保の観点から、次長が提案し、所長が実施を決定。なお、平成17年11月頃、事務局担当課に実施について確認し、内諾を得ている。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年4月にかけて、免除基準に該当する者に対し、文書勧奨・戸別訪問・電話勧奨を実施した後、申請書の未提出者を対象に、本人からの申請がないまま、計19,996件の免除等処理を行い、その後、免除等を希望しない場合は取消を行う旨を付記した承認通知書を送付した。

⑭東大阪社会保険事務所【(1) ②；先行入力型】

〔経緯〕

目標納付率の達成のための方法を検討していたところ、平成17年11月中旬、所内会議において、担当課長から提案があり、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年2月にかけて、所得情報に基づく納付猶予該当者について、先行して計6,414件の猶予処理を行った。なお、処理後、文書、電話、戸別訪問による届出勧奨を実施し、届出のあった者について入力を取り消し、正規の承認手続を行い、未届の者については取り消すこととしていた。承認通知書は作成していない。

⑮守口社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成17年11月中旬、所内国民年金担当課内対策検討会及び所内国民年金対策本部会議を経て、所長が実施を決定。なお、事務局には郵便料等の経費の交付について了承を得ている。

〔実施内容〕

平成18年1月から3月にかけて、所得情報に基づき免除が見込まれる者のうち、各種勧奨によっても未申請となっている者に対して、申請意向確認文書を送付し、一定期間経過後に審査を希望しないとの連絡があった者を除き、本人からの申請書を受理しないまま、計5,919件の免除処理を行い、「不明な点があれば連絡をいただきたい」旨を記載した承認通知書を送付した。

⑯堺西社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年2月15日の南ブロック会議の意見交換の中で、事務局担当者から他事務所での実施の情報を得た所長が、同月16日の所内収納対策打ち合わせ会議において、年金受給権の確保の観点から提案し、実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年4月に、所得情報から納付猶予に該当すると見込まれる者のうち、戸別訪問を行っても面談できなかった者に対し、納付猶予の手続を行う旨の文書を投函又は郵送し、計772件の猶予処理を行い、承認通知とともに納付猶予を希望しない場合の連絡先等の説明文書を送付した。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①大阪社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 事務所から効率的かつ効果的な対策を事務局において策定するよう要望もあったことから、平成17年11月16日、事務局担当課において、電話による勧奨の方が戸別訪問よりも接触率が高いことに着目し、電話により本人又は配偶者に了承を得て、職員が申請書を代筆し、所得情報を確認後、免除等の手続を行うことを決定。
- 同月18日に、担当部長の決裁を受け、担当課長名で、大阪市を管轄する社会保険事務所に事務連絡を発出し、大阪市内を管轄する社会保険事務所にも参考情報として周知。

②大阪市を管轄する社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月18日付けの事務局からの事務連絡を踏まえ、平成17年11月以降、電話により本人の申請意思を確認し、免除等の処理を行った。

③大阪市内を管轄する社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月の各ブロック会議の場において、事務局から大阪市を管轄する社会保険事務所に対する事務連絡の内容について紹介があったことなどから、それらを踏まえ、東大阪、守口、豊中及び枚方以外の事務所において、平成17年11月以降、電話により本人の申請意思を確認し、免除等の処理を行った。

兵庫社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（尼崎 計12,169件）

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
（尼崎、明石、豊岡、西宮 計212件）

※ (1)については事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。
(2)については、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①尼崎社会保険事務所【(1)②；先行入力型、入力後取消型】

〔経緯〕

平成17年12月中旬、所内収納対策本部会議の幹部会において、納付率の年度末組織目標及び平成19年度末の目標の達成のため、所長が提案し、実施を決定。

〔実施内容〕

- 平成17年12月から平成18年2月にかけて、免除・猶予に係る文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問を実施後、未接触者を対象に、事後に再度勧奨し、申請書を取ることで、先行して計12,169件の免除の入力処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。
- 平成18年2月17日、不適正な処理を行っていることに気づいた事務局から指示を受けて、同月13日及び14日に入力した6,049件を取り消したが、その後、同月27日に再び先行入力を行った。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①兵庫社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 近畿各府県での取組状況の情報をもとに、年度末に向けた収納対策を、平成18年1月6日の所長会議、同月13日の社会保険事務所業務次長・国民年金課長等会議、同月27日の事務局国民年金対策本部で検討する中で、電話での免除申請の受付を検討したが、結論がまとまらなかった。
- このため、実施する上での考え方を事務局が整理し、平成18年1月31日に、各事務所長に対し、事務局年金課長名の文書を示した。
最終的な実施の判断については、市町との調整を要するため、事務所において行われた。

②尼崎社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年2月上旬の所内会議において、所長が、納付率の年度末組織目標及び平成19年度末の目標の達成のため、事務局年金課長名の文書を踏まえ、実施を決定。

〔実施内容〕

平成18年2月から4月にかけて、事務局からの支援も受けて、所得情報に基づき確実に免除に該当すると思われる者について、電話で申請意思の確認を行い、計169件の免除処理を行った（事蹟あり）。

③明石社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成18年3月に、通常の電話督促分を事務局に協力要請したところ、事務局職員が、同時期に尼崎事務所分についても協力していたことから、明石事務所分についても事務局職員が電話による申請受付を行ってしまった（計4件（事蹟あり））。

④豊岡社会保険事務所

〔経緯〕

事務所として電話督促件数と納付猶予の申請者が少ないことから、事務局年金課長名の文書に基づき、平成18年3月上旬に、課長が提案し、実施を決定。同月10日、所長の了承を得て、職員に指示した。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、所得情報に基づき確実に免除に該当すると思われる者について、電話で申請意思の確認を行い、計35件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

⑤西宮社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年3月16日、所内収納対策会議において、事務局の支援により実施することを決定。目標収納率の達成率が低く、電話勧奨等具体的な対策を検討したが、事務所のみでは対応が無理と判断し、事務局へ業務支援を要請した。

〔実施内容〕

平成18年3月から5月にかけて、事務局において、所得情報に基づき確実に免除に該当すると思われる者について、電話で申請意思の確認を行い、計4件の免除処理を行った（事蹟あり）。

奈良社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（奈良 計233件）

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（奈良 計96件）

※ (1)、(2)ともに、事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○奈良社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

平成17年12月上旬の所内会議で担当課長の提案を受けて、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年12月13日と14日に、所得情報に基づき免除が見込まれる者について、先行して233件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

○奈良社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月中旬の所内会議で担当職員の提案を受けて、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年1月にかけて、被保険者から免除等の申請書の代行作成の承諾が得られたときは、申請書を代筆し、計96件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

島根社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（浜田 計4件）

※ 事務所が実施（事務処理誤り）を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○ 浜田社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

- 平成18年2月上旬、担当課長の指示により、短期在留外国人について再入国する可能性があることから、事業主を通じて勧奨を行うことを考え、平成16年度免除申請者で平成17年7月以降に未納があり、過去1年間に入国していると思われる者を抽出し、本人のサインを求めるための免除申請書を作成した。
- 勧奨の準備を進める中で、一部の事業所が社会保険労務士の受託事業所であることが判明し、直接、事業主へ勧奨を行うことができないと考え、具体的な方法を決められず、申請書は保管したままとなった。その後、申請書は管理の不徹底から平成18年2月末頃に誤って一般の申請書に紛れ、3月7日に4件（33件入力処理が行われたがうち29件は出国済）の免除の入力処理が行われていたことが、6月6日になって判明した。

愛媛社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
(松山西、宇和島、松山東 計4,998件)
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(松山西、今治、宇和島、松山東 計2,046件)

- ※ (1) については、事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。
- (2) については、一部の事務所に対し、事務局の了承があった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①松山西社会保険事務所【(1)②；単純型】

〔経緯・実施内容〕

平成17年12月、担当課長の判断により、目標納付率の達成のためとして、長期間県外等に滞在している者及び死亡者について、申請書を作成せずに、担当課長自らが計16件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

②宇和島社会保険事務所【(1)②；単純型】

〔経緯・実施内容〕

平成17年10月から平成18年3月にかけて、担当係長の判断により、戸別訪問や勧奨電話をしても不在であった者について、本人の意思を確認せずに、担当係長自らが計10件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

なお、このうち、職員が手持ちの印鑑で申請書に押印をしたものがあった(5件(平成17年度分))。

③松山東社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型、(1)②；事前確認文書型(承認通知なし)】

〔経緯〕

平成17年10月中旬の所内会議において、年度末の目標納付率の達成に必要な免除件数を確保するための対策を協議する中で、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年1月にかけて、所得情報により確実に免除に該当する者について、先行して計4,972件の免除処理を行い、入力処理後、希望しない場合は連絡するよう求める内容のはがきを送付。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①松山西社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年10月、担当課長が事務局担当者との収納対策について協議する中で電話による勧奨が話題となり、その後、課内の打ち合わせ会で、担当課長が実施を指示。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年10月上旬から、電話で本人の意思確認を行った場合に、申請書を代筆し、計218件の免除等処理を行った(事蹟なし 51件 事蹟あり 167件)。

②今治社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年9月中旬、松山東事務所における電話による免除処理を参考に、担当課長が実施を指示。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年9月頃から、電話で本人の意思確認を行った場合に、申請書を代筆し、計180件の免除等処理を行った（事蹟なし 73件 事蹟あり 107件）。

③宇和島社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年7月、事務局担当者との協議の中でヒントを得た担当課長が、実施を指示。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年7月下旬から、電話で本人の意思確認を行った場合に、申請書を代筆し、計119件の免除等処理を行った（事蹟なし 117件 事蹟あり 2件）。

なお、このうち、職員が手持ちの印鑑で申請書に押印をしたものがあった（2件（平成17年度分））。

④松山東社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年8月頃、全所体制での電話勧奨を行う際に、担当課長が所長に相談し、本人から依頼があった場合には、電話で免除処理する方針を決定。

〔実施内容〕

平成17年9月から、通常の電話による納付督促や免除勧奨の際に、本人からの依頼により、職員が免除申請書を代筆し、計1,529件の免除等処理を行った（事蹟なし 214件 事蹟あり 1,315件）。

高知社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(高知東、幡多、南国、高知西 計979件)

※ 事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①高知社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月11日の事務局国民年金特別対策本部会議において、事務局担当者から、免除対象者に戸別訪問を行っても本人と面談できない場合、電話勧奨を行い、本人及び家族から免除等の申請の同意が得られたものについて、職員が申請書を代筆し、免除等処理を行うことについて提案があり、その場で決定し、各所長へ指示が行われた。この結果、全事務所において実施。

②高知東社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月11日の会議を踏まえ、同月14日の所内国民年金対策会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年5月にかけて、計322件の免除処理を行った(事蹟あり)。

③幡多社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月11日の会議を踏まえ、同月14日の所内国民年金特別対策会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年3月にかけて、計273件の免除処理を行った(事蹟あり)。

④南国社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月11日の会議を踏まえ、同月14日の所内会において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成17年12月にかけて、計141件の免除処理を行った(事蹟あり)。

⑤高知西社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月11日の会議を踏まえ、同月14日に所長が担当課長に実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年3月にかけて、計243件の免除処理を行った(事蹟あり)。

佐賀社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（佐賀、武雄 計1,690件）

※ 事務局の了承があった。

2. 経緯・実施内容

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①佐賀社会保険事務所

〔経緯〕

文書勧奨や戸別訪問を実施してもなかなか申請に結びつかない状況から、平成17年11月、12月末の目標納付率の達成のため、所長が実施を提案し、武雄事務所における取組情報も踏まえ、実施を決定。また、事務所の定例会議に事務局職員が出席するなどして、事務局は実施の事実を知っていた。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年3月にかけて、所得情報に基づき、全額免除、納付猶予に該当すると思われる者について、電話で本人又は両親の承諾を得て、代筆により申請書を作成し、計1,296件の免除等処理を行った（事蹟なし 57件 事蹟あり 1,239件）。

②武雄社会保険事務所

〔経緯〕

- 平成16年夏頃から、被保険者本人からの依頼に職員が応じることにより、申請書の代筆が行われていた。
- 平成17年11月、度重なる勧奨にもかかわらず免除等の申請をせず、未納となっている者が多い中で、将来の年金受給権の確保の観点から、担当課長が実施を指示。所長は知らなかった。また、事務局が支援を行った際に、事務局職員が申請の電話受付を行うこともあった。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年4月にかけて、所得情報に基づき確実に免除に該当すると思われる者について電話で意思確認を行い、申請意思が確認できるものについて、計394件の免除等の処理を行った（事蹟あり）。

長崎社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（長崎北、諫早 計7, 747件）

※ 事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①長崎社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月10日に開催した緊急所長会議において、長崎北事務所長が収納対策の一つとして、所得情報に基づき免除・猶予に確実に該当する者に対し、意思確認のための文書を送付し、回答がなかった者について、免除・猶予の処理を行う手法を報告し、市町の理解、所得情報の精度など条件の整った事務所で実施していくことを会議で確認した。

②長崎北社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型】

〔経緯〕

納付率が思わしくない中で、特に離島等の遠隔地の被保険者への接触に苦慮していたため、他県（具体的な事務局名は不明）の取組を参考にして、「文書による意思確認」の手法を平成17年11月10日の所長会議に報告し、実施を決定されたものと認識し、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年1月にかけて、所得情報に基づき免除基準に該当する者について、免除を希望しない場合はその旨連絡するよう求める意思確認文書を送付し、回答がなかった者について、計3, 059件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

③諫早社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型、(1) ②；単純型】

〔経緯〕

- 平成17年10月中旬に長崎北事務所から検討内容を聞いており、その後、長崎北事務所での実施が決定したこともあり、11月22日に来所した事務局次長に指示を仰いだところ、長崎北事務所における具体的方法の情報提供を受け、実施については事務所で判断するよう回答されたため、事務局の了解を得たものと認識し、所長の判断により、実施を決定。
- また、平成18年1月に、目標納付率の達成のためとして、担当課長が、所得情報に基づき免除基準に該当する者の意思を確認せずに免除等処理を行うことを所長に提案し、了承を得た。

〔実施内容〕

- 平成17年12月から平成18年1月にかけて、所得情報に基づき免除基準に該当する者について、免除を希望しない場合はその旨連絡するよう求める意思確認文書を送付し、回答がなかった者について、計3, 824件の免除処理を行なった。なお、承認通知書は送付している。
- 平成18年1月から2月にかけて、所得情報に基づき全額免除に該当する者や平成16年度学生納付特例該当者のうち平成17年4月から6月までの間未納である者について、本人の意思を確認することなく、計864件の全額免除又は納付猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

熊本社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(熊本東、熊本西、八代、本渡、玉名 計2, 132件)

※ 事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①熊本社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年11月中旬、目標納付率の達成等の事務連絡を受け、事務局担当課長が、他事務局で実施していることを参考に、電話により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行うことを次長に相談し、局長に提案したところ、ア. 必ず明確な事蹟を残し、市町村の了解が得られた場合にのみ実施すること、イ. 各事務所には強制しないこと、という条件で了承。
- これを受け、次長及び担当課長が各事務所に出向き、所長出席による所内会議で指導した。(なお、熊本西事務所は、既に実施していた。)

②熊本東社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月16日の所内対策会議において、事務局次長から実施の指示があったが、担当課長ほか数人の職員が反対したため、事務局職員が電話勧奨及び申請書代筆の支援を実施。

〔実施内容〕

平成17年11月、12月及び3月に電話勧奨を実施した際、事務局支援分について、事務局職員が計34件の免除処理を行った(事蹟あり)。

③熊本西社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年6月9日、所内国民年金業務推進会議において、担当課長が、実施を提案し、その場で決定。なお、その場に事務局職員も出席していた。その後、平成17年11月の事務局特別対策本部会議の後、事務局担当官から了承の回答を得た。

〔実施内容〕

平成17年7月中旬から平成18年3月中旬にかけて、電話による免除勧奨を行い、電話による免除の受付ができる旨を伝え、免除申請の同意が得られた者について、免除申請書を代筆し、計1,910件の免除処理を行った(事蹟なし 1,460件 事蹟あり 450件)。

④八代社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月14日の所内連絡会議において、事務局次長から実施の指示があったが、この方法は行わないことを会議の中で確認した。しかしながら、平成17年12月9日、担当官が、目標納付率の達成のため、独自の判断で、電話により免除申請を受け付け、申請書を代筆し、計7件の免除処理を行った(事蹟あり)。所長は知らなかった。

⑤本渡社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月15日の所内業務推進会議において、事務局次長から指示があったことから、翌日、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年2月にかけて、電話により申請意思を確認して、申請書を代筆し、計146件の免除処理を行った（事蹟あり）。

⑥玉名社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月15日の所内国民年金収納対策会議において、事務局出席者から電話による意思確認で免除処理を実施することについて指示があり、納付率の向上と年金受給権の確保のため、実施を確認。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年2月にかけて、免除申請を行う意思があれば、事務所に電話で連絡するよう依頼する文書を送付し、連絡があった者について、申請書を代筆し、計35件の免除処理を行った（事蹟あり）。

鹿児島社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（鹿屋 計1, 377件）

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○鹿屋社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成17年11月25日、早期に分母整理を終え、収納対策を講じるため、担当課長が所長に了解を得て、実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年2月にかけて、被保険者に対し「ご連絡がなかった場合は、免除申請を行うことに同意したものとみなします」という趣旨の勧奨文書を送付し、連絡がない被保険者について、計1, 377件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

沖縄社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（那覇、浦添 計16,723件）
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（コザ、名護、石垣、浦添 計5,479件）

※ (1)、(2)ともに、事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①那覇社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

平成17年11月21日の所内国民年金対策会議において、目標納付率の達成のため、所長が中心となり、実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月24日から12月末にかけて、所得情報に基づき、全額免除、納付猶予に該当する者について、本人の意思確認をしていないにもかかわらず、先行して計14,720件の免除等処理を行った。なお、承認通知書は、担当課長が送付しないよう指示した。

②浦添社会保険事務所【(1)①；単純型、(1)②は①の未送付分】

〔経緯〕

- 平成17年11月中旬、離島対策を検討していた所内打合せの場で、当該離島に限り、所得情報に基づき、免除が見込まれる者について、本人の意思確認を行わず、申請書を作成し免除処理することを所長が了承。
- 平成17年12月上旬、担当課長らが、所得情報に基づき、免除が見込まれる者について本人の意思確認を行わず、免除等処理することを所長に相談し、所長が了承。

〔実施内容〕

平成17年11月から12月にかけて、計2,003件の免除等処理を行った。なお、承認通知書は、送付することとしていたが、一部送付漏れがあった。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①コザ社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年7月上旬、所長と担当課との打合せ時において、所長から提案し、その場で決定。

〔実施内容〕

平成17年7月から平成18年4月にかけて、電話等により、本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、計4,276件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

②名護社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年12月5日、所長も出席した課内打合せにおいて、被保険者の利便性を考慮し、実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年12月、電話により本人に意思確認した後、職員が申請書を代筆し、計602件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

③石垣社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年9月下旬、所長も出席した課内打合せにおいて、何度訪問しても不在の者への対応として、実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年9月下旬から12月末にかけて、電話により本人に申請意思を確認した後、申請書を代筆し、計344件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

④浦添社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月上旬、所長も出席した課内打合せにおいて、目標納付率の達成のため、実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から12月にかけて、電話により本人に申請意思を確認した後、申請書を代筆して、計257件の免除等処理を行った（事蹟なし）。